処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の４第３項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５３条（教習射撃指導員の解任命令）
処　分　基　準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考：